

## ■ 前払金・中間前払金制度

### 1 概要

着工時に多額の資金が必要となる建設工事において、建設企業の資金調達をより円滑にするため着工時に工事代金の一部を前払いする制度です。

### 2 前払金の適用

#### (1) 対象

設計金額が1件150万円以上の工事及び計画調査委託（工事に係る設計、調査及び測量に限る）

#### (2) 前払金の割合

●工事：請負金額（複数年にわたる工事については、原則、各会計年度の出来高予定額）の10分の4以内

●計画調査委託：請負金額（複数年にわたる計画調査委託については、原則、各会計年度の出来高予定額）の10分の3以内

### 3 中間前払金の適用

#### (1) 対象

契約当初の前払金（請負金額の4割以内）が行われている工事

#### 【対象外工事】

●地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡の承諾申請が行われている工事（ただし、当該承諾申請が承諾されなかった場合を除く。）

●前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払いに充てていることが判明した場合等、中間前金払することが不適当な特別な事由がある工事

#### (2) 中間前金払の割合

請負金額（複数年にわたる工事については、原則、各会計年度の出来高予定額）の2割を超えない範囲内。ただし、当初の前金払と合計して請負金額の6割を超えることはできません。

#### (3) 中間前金払の認定要件

次の要件をすべて満たす場合に、中間前金払を受けることができます。

ア 工期（複数年にわたる工事については、原則、各会計年度の施工予定期間）の2分の1を経過し、その時点までに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

イ 工事の出来高（複数年にわたる工事については、原則、各会計年度の出来高）が請負金額の2分の1を超えていること。

ウ 部分払及び部分引渡しに伴う支払いが行われていないこと。

\* 中間前金払が行われた後の部分払等については、請求できるものとします。